

# 文教厚生委員会 会議録

日 時 令和6年3月15日（金）

午後3時41分開会、午後5時7分閉会

場 所 第2委員会室

## 1 開 会

## 2 委員長挨拶

## 3 協議事項

### (1) 付託された議案の審査

- ①議案第 7号 土浦市国民健康保険税条例の一部改正について
- ②議案第12号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③議案第13号 土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ④議案第14号 土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑤議案第15号 土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ⑥議案第16号 土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ⑦議案第17号 土浦市介護保険条例の一部改正について
- ⑧議案第18号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- ⑨議案第24号 土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- ⑩議案第38号 損害賠償の額の決定について

### (2) 各種委員会委員の選出

- ①土浦市立学校給食センター運営審議会委員（選出すべき人数1名）
- ②土浦市学区審議会委員（選出すべき人数2名）

### (3) その他

- ①（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計業務委託に係る公募型  
プロポーザルの実施結果について
- ②生活協同組合パルシステム茨城栃木との子育て支援の推進に係る連携協定締  
結について

#### 4 閉 会

---

##### 出席委員（8名）

委員長 矢口 勝雄  
副委員長 田中 義法  
委 員 吉田 千鶴子  
委 員 鈴木 一彦  
委 員 勝田 達也  
委 員 福田 勝夫  
委 員 平岡 房子  
委 員 根本 法子

---

##### 欠席委員（なし）

---

##### 説明のため出席した者（22名）

保健福祉部長	羽生 元幸
社会福祉課長	坂本 英宣
障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	水田 和広
こども未来部長	平井 康裕
こども政策課長	菊田 宏巳
こども包括支援課長	佐藤 千加子
保育課長	野中 佑起男
教育長	入野 浩美
教育部長	望月 亮一

教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	佐賀 憲一
図書館長	武藤 知子
文化振興課長	中澤 達也
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	寺崎 敏彦
指導課長	田上 秀之

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 文教厚生委員会を開会いたします。委員長報告の中に意見として入れたい項目がありましたら、発言する際にその旨を申し出ていただきますようお願いいたします。それでは、協議事項（1）付託された議案の審査に入ります。議案第7号、土浦市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。資料は、令和6年、3月15日開催、資料①をお願いいたします。それでは、執行部をお願いいたします。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料①をお願いいたします。土浦市国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。1番の改正理由でございますが、国保税の税率は令和4年度から茨城県国民健康保険運営方針において県内の賦課方式を2方式に統一するに当たり、新型コロナウイルス感染等を鑑み、抑制した税率を設定しておりましたが、近年の状況といたしまして被保険者は団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大の影響により減少しており、さらに、高齢化の進展による医療費の増加などにより国民健康保険財政が切迫している状況でございます。令和4年度、令和5年度においては財政調整基金の繰入れにより必要な財源を確保しておりますが、現状のままでは令和7年度には基金がほぼ枯渇する状況になってしまうことから、安定的な財政運営を行うための保険税収入を確保する必

要があるところでございます。これを受けて本市では、令和6年度からの国保税の賦課方式について昨年11月28日に土浦市国民健康保険運営協議会へ諮問し、本年1月25日に答申をいただいております。今回の国保税の改正に当たりまして留意した点を挙げますと、まず1点目として、急激な税負担とならないよう激変緩和措置として財政調整基金からの繰入れを継続すること。2点目としましては、現行の所得割と均等割の賦課割合60対40を50対50に近づけるように設定し、税負担が偏らないように考慮した税率をすること。3点目としては、不測の事態に備えて財政調整基金の収支状況を見極め、適正な運用を図ること。以上の3点から今回、税率改正を検討したところでございます。2番目の改正内容につきましては、(1)としまして医療保険分、後期高齢者支援金分及び介護保険分の所得割額及び均等割額を答申された税率へ改定するものでございます。(2)としましては、低所得者への軽減措置及び未就学児への軽減措置につきましては、それぞれの均等割額が増額されたことに伴い減額幅も大きく改定するものでございます。また、市独自で減額している18歳までの就学児につきましても同様の減額措置となります。3番目としまして、施行日等につきましては令和6年1月1日から施行することとし、改正後の規定については令和6年度以後の年度分の国保税について適用し、令和5年度以前の年度分の国保税については従前の例によることとするものでございます。なお、税率改定に関する市民への周知に当たりましては、物価高騰の中、市民生活に与える影響も大きいことから、各種広報等を通じて丁寧に説明を行ってまいりたいと思っております。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして御質問等ございますでしょうか。

○福田委員 国保は相当いろいろ努力されていると思います。本当に大変な状況の中だと思いますが、例えば財政調整基金から幾ら繰り入れたのか。今年ですね。それから、国保年金、基金のほうからどのぐらい繰り入れたのか、その辺りを教えてください。

○武井国保年金課長 財政調整基金は、今年度におきましては7億9,000万ほどを予定しております。この金額につきましては、予算的に補正のほうで上げさせていただいております。ですので、税率を変えない場合には、当然来年度も同じぐらい財政調整基金から基金を出すような形になりますので、御説明させていただいたとおり令和7年度には枯渇するというような状況でございます。

○福田委員 国保から7億9,000万、それから、年金特別会計基金がありますよね、年金特別会計。

○矢口委員長 今の説明と食い違っているような気がします。もう一度、国保の財調の件を御説明いただいてから、改めて質問された方が良いのかなと思われましたので、武井課長もう一度お願いいたします。

○武井国保年金課長 財政基金につきましては、国保特別会計における財政調整基金のほうから7億9,000万ほどの繰入れをしているというものでございまして、ほかに基金からというものではございません。

○福田委員 分かりました。国保からの要するに繰入れですね。特別会計ですね。ここから7億9,000万。そうしますと、それと別に財政調整基金からは国保への繰入れは無理なのですか。

○矢口委員長 今言われた財政調整基金というのは、一般会計の財政調整基金を指していますか。

○福田委員 はい。

○武井国保年金課長 一般会計のほうの財政調整基金は、あくまでも一般会計のために使われる基金ですので、特に一般会計からの財政調整基金の特別会計への繰入れというものは条例上はされないものでございます。

○福田委員 昨日、うちの古沢議員がいろいろ意見を言っていましたけれども、4人家族で200万、300万、400万、500万、この家族でいろいろそれは手を打っておりますけれども、やっぱり値上げになるのですよね。何と云うのでしょうか、年収500万以下というのは、なかなか生活が大変な状況です。ですから、本当に1か月にしてみれば1,000円前後とか、2,000円前後かもしれませんが、その辺はもう少し人にかける費用を今やっぱり思い切ってやるべきだと思います。財政調整基金と年金の基金は別ですから、お話はこの辺でやめますけれども、ちょっとその辺を伺いたかったのです。一つだけちょっとお尋ねしますが、例えば4人家族で年収300万、ここの家族ですと年間幾らぐらいになりますか。

○武井国保年金課長 細かに300万で幾らぐらいというのはちょっと出しづらい部分がありますが、今回の資料の後ろのほうなのですが、目安としましてちょうど12ページぐらいかと思います。こちらに各世帯ごと、左側に所得ごとの部分があるかと思いますが、色分けがされている表になっております。今お話したように左側が所得の額となっていて、上が1人世帯、2人世帯、3人世帯ということになっております。これを見ていただいても、300万円以下で3人世帯の調定額ですが、こちらの部分が大体調定額としては6万1,565円。これが実際に上がる額になっていまして、300万円の世帯が幾らぐらいかというのは、改めて計算させていただくようになると思います。事前のほうの委員会で説明させていただきましたが、上がる幅が5,000円から3万円未満で、大体1世帯当たりの上がる割合というのは大体76パーセント、大体その辺りの範囲で今回、保険の税率を見直させていただいた状況でございます。

○矢口委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第7号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○矢口委員長 福田委員は反対ということで。それでは、福田委員に改めて反対の意見を述べていただきたいと思います。

○福田委員 国保税の値上げですが、年収が500万以下、ここの生活がなかなか大変なのですね。執行部の国民年金課の皆さんは本当に大変な努力をされて、ありがとうございます。ただ、この状況では本当に人によってはこれは僅かではないかという人もいるかもしれませんが、私は本当に負担がわずかでも負担が増える、そういう点ではちょっと賛成できませんので、よろしくお願いします。

○矢口委員長 異議がございましたので、挙手により採決をいたします。議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(6名挙手(田中副委員長、吉田(千)委員、鈴木委員、勝田委員、平岡委員、根本委員))

○矢口委員長 反対の方は挙手願います。

(1名挙手(福田委員))

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号、土浦市国民健康保険税条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第12号、土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○野中保育課長 お手元の資料、文教厚生委員会の令和6年、3月15日開催、資料の②を御覧ください。土浦市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明させていただきます。1番の主な改正の理由につきましては、国のデジタル庁によりデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにおいて、令和4年12月末に公表された工程表に基づき順次見直しが行われており、保育施設等の運営に関する基準についてもデジタル化を推進するため、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないなどの見直しを行うことから、条例の一部を改正するものでございます。2番の主な改正の内容につきましては、第23条の見出しを「(掲示)」から「(掲示等)」に改め、同条中「を掲示しなければならない。」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。」に改め、また、第53条、第2項、第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他

これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体という。）」に改めるものでございます。3番の新旧対照表につきましては、記載のとおりでございます。4番の施行日につきましては、令和6年4月1日から施行するいたします。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして御質問等ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第12号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号、土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第13号、土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○刈山高齢福祉課長 資料のほうは本会議、令和6年、第1回定例会、事前配布資料の議案第1号から第38号、37ページをお願いします。議案第13号、土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明させていただきます。地域密着型サービスにつきましては一般的な介護保険サービスが都道府県により指定管理と運営がなされるものに対し、地域密着型サービスは市町村により指定された事業者がサービスを提供し、その地域に住む住民、土浦市民が利用の対象となるもので、要介護の認定を受けた方へのサービスでございます。改正の理由につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことによりまして条例の基準となる国の基準が改正されたため、省令に併せて条例改正するものでございます。改正の主な内容でございますが、運営規程等の重要事項のウェブサイトへの掲載、身体的拘束の原則禁止、やむを得ず実施する場合の記録作成、委員会の設置等を行うこと、利用者の安全及び介護サービスの質の確保及び負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び定期的な開催と協力医療機関の要件の急変時等の常時対応、感染症発生の取決め等の追加、管理者の勤務要件の緩和など省令に合わせる内容でございます。そのほか、改正に伴う条番号の整理及び文言整理等を行っております。当条例では地域密着型サービス9種類の規定をしております。それぞれ改正されますことから、条文は38ページから49ページの12ページに長くわたっております。少し飛びまして、48ページをお願いいたします。48ページのほうでございますが、48ページの下段の付則でございます。第1項では施行日を令和6年4月1日と定め

てございますが、2項以降記載のとおり経過措置が設けられております。2項のほうではウェブサイトへの掲載につきましては、令和7年3月31日までは適用しないというものでございます。3項では身体的拘束適正化のための委員会の設置や研修の実施については、令和7年3月31日までは努力規定に読み替える。49ページのほうに移りまして、4項では利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催については、令和9年3月31日まで努力規定に読み替える。5項では協力医療機関との連携要件の追加については、令和9年3月31日まで努力規定に読み替えるというものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、議案第13号について採決をいたします。議案第13号は原案どおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号、土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第14号、土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○刈山高齢福祉課長 議案書の50ページをお願いいたします。議案第14号、土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、説明させていただきます。こちらにつきましては、先ほどの地域密着型サービスが要介護の認定を受けた方に対しまして地域密着型介護予防サービスは要支援の認定を受けた方へのサービスでございます。改正の理由につきましては、地域密着型同様、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、条例の基準となる国の基準が改正されたため、省令に合わせて条例改正するものでございます。改正の主な内容につきましては、先ほどの地域密着型と同様、重要事項のウェブサイトへの掲載と、それに合わせるものでございます。55ページをお開きをお願いいたします。55ページのほうの付則でございます。こちらの条例につきましても、基本は施行日は6年の4月1日でございますが、地域密着同型と同様に2項から4項の記載のとおり経過措置が設けられているところでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第14号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号、土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第15号、土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○刈山高齢福祉課長 議案書の57ページをお願いいたします。議案第15号、土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、説明させていただきます。介護予防支援等の事業につきましては、要支援の方のケアプランの作成を行う事業所でございます。改正の理由につきましては、先ほどの2つの条例同様、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより省令に合わせて条例改正するものでございます。改正の主な内容につきましては、従来の地域包括支援センターに加え、介護居宅支援事業所も指定可能とするもののほか地域密着型サービス同様、重要事項のウェブサイトへの掲載等を省令に合わせるものでございます。61ページをお願いいたします。こちらは、61ページの付則でございます。第1項で施行日は6年の4月1日でございますが、ほかの条例同様、経過措置が設けられているところでございます。

○矢口委員長 それでは、ただ今の件につきまして御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第15号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号、土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第16号、土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○刈山高齢福祉課長 議案書の62ページをお願いいたします。議案第16号、土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、説明させていただきます。居宅介護支援等の事業所につきましては、要介護の方のケアプランの作成を行う事業所でございます。改正の理由につきましては、先ほどの3つの条例同様、国の省令が改正されたことにより省令に合わせて条例を改正するものでございます。改正の主な内容につきましては、介護支援専門員が担当する利用者数の上限の緩和、利用者への訪問面接回数の緩和のほか前3条例と同様に運営規定等の重要事項のウェブサイトへの掲載等で、省令に合わせるものでございます。66ページをお願いいたします。66ページ、付則のほうで、施行日のほうは令和6年4月1日でございますが、ほかの条例同様、経過措置が記載のとおり設けられているものでございます。

○矢口委員長 御質問等はございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第16号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号、土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第17号、土浦市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○刈山高齢福祉課長 議案書の67ページをお願いいたします。議案第17号、土浦市介護保険条例の一部改正について説明させていただきます。改正の理由につきましては、介護保険事業につきましては、介護保険法に基づき3年ごとに事業計画を定め、介護保険料を定めております。現在の第8次介護保険事業計画が今年度で期間満了になることから、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9次介護保険事業計画に基づき同計画期間の保険料を定めるため、条例を改正するものでございます。改正の主な内容につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料の改正で、介護保険法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことから、政令に合わせて基準を変更するものでございます。68ページをお願いいたします。第4条、第1項につきましては介護保険法施行令第38条、第1項の第1号から第13号の13段階の基準に合わせ、第1号については第1段階の保険料で年額3万3,000円でございますが、第2項に軽減措置が設けられておりまして、実際に納めていただく保険料は2万1,000円になります。第2号につきましては、第2段階の保険料で年額5万500円でございますが、第1段階同様、第3項で軽減措置が設けられておりまして、実際に

納めていただきます保険料は3万5,700円になります。第3号につきましては、第3段階の保険料で年額5万900円でございますが、同じく第4項で軽減措置が設けられておりまして、実際に納めていただきます保険料は5万500円になります。第4号から第13号までがそれぞれの段階でございまして、第4号が第4段階で年額6万6,400円、第5号が第5段階で7万3,800円、こちらが基準額となるものでございます。第6号が第6段階の保険料で年額8万8,500円、第7号が第7段階の保険料で年額9万5,900円、第8号が第8段階の保険料で年額11万700円、第9号が第9段階の保険料で年額12万5,400円、第10号が第10段階の保険料で年額14万200円、第11号が第11段階の保険料で年額15万4,900円、第12号が第12段階の保険料で16万9,700円、第13号が13段階の保険料で年額17万7,100円に定めるものでございます。先ほどお話しさせていただきましたように、第4条、第2項、第3項及び第4項につきましては、第1段階から第3段階までの負担軽減後の保険料を定めるものでございます。そのほか、改正に伴う条番号の整理及び文言整理等を行っております。69ページをお願いいたします。施行日につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございまして、適用は6年度以降の保険料について適用するというものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、それでは、採決をいたします。議案第17号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第17号については、原案どおり決しました。つぎに、議案第18号、土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○武井国保年金課長 議案書の70ページをお願いいたします。議案第18号、土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について御説明いたします。今回の改正理由ですが、令和6年4月1日から茨城県の重度心身障害者等医療福祉制度の対象者の範囲が拡大し、精神障害者保健福祉手帳2級に加え、身体障害者3、4級又は療育手帳B判定の手帳重複所持者や身体障害者4級に加え、療育手帳B判定の重複所持者の対象となる予定でございまして、3月の県議会に提出される予定となっております。このようなことから、重度心身障害者への医療福祉の拡充に対応するため、一部改正を行い、県の準則に沿った文言の修正等を行うものでございます。今回の主な改正内容としましては、現行では後期高齢者医療制度の障害認定を受けたもののみがマル福に該当しておりますが、今回の改正により障害認定を受けていなくても要件を満たせ

ば、マル福対象となるものでございます。まず1点目としては、身体障害者手帳3級に加え、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された者に身体障害者手帳4級の交付を受けたものが加わりました。2点目としましては、身体障害者手帳3級又は4級の交付を受けたもので、かつ精神障害者保健福祉手帳2級に該当するものが新たに加わりました。3点目としましては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において機能指数が50以下と判定されたもので、かつ精神障害者保健福祉手帳2級に該当するものが新たに加わりました。4点目ですが、こちらは、12月議会で知的障害者の更生援護に関する相談所を「知的障害者更正相談所」に改正しましたが、正しくは「知的障害者更正」の「正」が「生」であったため、修正させていただくものでございます。施行日につきましては、令和6年4月1日から施行とさせていただきます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第18号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号、土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第24号、土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○塚本学務課長 議案書89ページをお願いいたします。議案第24号、土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正について御説明いたします。資料のほうは90ページを御覧ください。改正の趣旨でございますが、ポイントは2点ございます。1点目は市立学校及び放課後児童クラブに関する条例で規定しております施設の位置について、東小学校ほか4校において現在存在していない地番となっていることが確認されたことに伴いまして、第1条及び次ページの第3条としまして別表中の学校の位置及び放課後児童クラブの位置を改正するものでございます。2点目でございますが、上大津地区小学校の適正配置に関して昨年9月に統合小学校の校名案を募集しましたところ、土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会において漢字の上大津小学校が校名案として選定されました。教育委員会といたしましては、地域の代表者等で構成されている協議会の選定結果であるという事実を尊重し、91ページの第2条といたしまして上大津東小学校の校名を漢字の上大津小学校に改め、菅谷小学校の校名及び位置の部分を削除する改正をするものでございます。付則としまして施行日は公布の日からでございますが、第2条の校名

変更につきましては、令和10年4月1日から施行するものでございます。なお、校名変更についてでございますが、今後の統合小学校の施設整備を滞りなく進めるとともに、新しい学校の校歌、校章の作成等に速やかに着手するため、今回改正を行うものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして御質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第24号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第24号、土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第38号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○武井国保年金課長 議案の116ページをお開き願いたいと思います。議案第38号、損害賠償の額の決定について御説明いたします。今回の損害賠償についての経緯といたしましては、本市において後期高齢者医療制度開始当初の平成20年度から高齢者の健診事業を茨城県高齢者医療広域連合からの委託を受けて実施しており、これまで消費税の納税義務がないと認識し、申告を行っておりませんでした。この度、国からの通知及び他の自治体での後期高齢者特別会計における消費税の申告についての報道を受け、土浦税務署に相談の上、過年度に遡りがあるということを確認いたしました。消費税は課税売上高が1,000万円を超えた場合、超えた年度の翌々年に課税事業者となり、消費税の納税義務が発生いたします。本市では、後期高齢者医療広域連合から後期高齢者健診審査業務委託金として平成29年度以前から消費税の申告が必要であったこと及び国税通則法の規定に基づく無申告加算税並びに延滞税が生じることが判明いたしました。時効となった年度を除きますと、実際に申告が必要な年度については平成30年度から令和4年度の5年間となりまして、消費税は80万9,200円、賠償金支払予定額としましては無申告加算税3万3,500円、延滞税2万5,300円の計5万8,800円を合わせて86万8,000円を税務署に納めることとなります。よって、一般会計より繰入金として補正計上し、後期高齢者医療特別会計の賠償金並びに消費税として補正計上をすることとなります。今回議案としましては、補正予算と損害賠償の額の決定の2本立てとなっております。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして御質問等ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第38号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号、損害賠償の額の決定については、原案どおり決しました。以上で当委員会に付託されました議案の審査は、終了いたしました。つづきまして、その他に移ります。はじめに、(仮称)土浦市立上天津地区統合小学校基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施結果について、執行部より説明をお願いいたします。

○塚本学務課長 資料は、文教厚生委員会、令和6年、3月15日開催、資料6をお願いいたします。それでは、(仮称)土浦市立上天津地区統合小学校基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施結果について、御報告をさせていただきます。この度、3月4日に実施いたしました第3回プロポーザル選定検討委員会において4社からの技術提案書についてのヒアリングを行った上で審査及び評価を実施し、契約候補者の特定をいたしました。1の最優秀者でございますが、2の評価結果においてはB社となります。株式会社楠山設計と株式会社須藤設計とのJVであります。楠山・須藤特定業務共同企業体でございます。2の評価結果につきましては4社からの応募があり、各評価点につきましては記載のとおりでございます。3の選定検討委員会委員は、学校教育施設環境の有識者でございます教育環境研究所所長である長澤氏を委員長とする記載の5名で構成してございます。4の日程についてでございますが、昨年11月にプロポーザル実施要綱等の告示を行った後、3回のプロポーザル選定検討委員会を実施いたしました。第1回は12月15日に実施し、応募要領の内容等の検討を行ってございます。また、1月10日の第2回プロポーザル選定検討委員会では、1次審査として参加表明書の審査及び2次審査に進む技術提案書の選定の検討を行いました。3月4日の第3回プロポーザル選定検討委員会においては、2次審査として各社による技術提案書のプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを行った後、審査評価を行い、契約候補者となる楠山・須藤特定業務共同企業体を選定することを全会一致で決定いたしました。なお、結果につきましては、3月6日にホームページにて公表を行ってございます。5の設計業務委託化についてでございますが、この後3月下旬に管財課での契約手続完了後、令和8年2月20日までを予定してございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、つぎにまいります。生活共同組合パルシステム茨城栃木との子育て支援の推進に係る連携協定締結についてを執行部より説明をお願いいたします。

○佐藤こども包括支援課長 資料は⑦の1をお願いいたします。生活共同組合パルシステム茨城栃木との子育て支援の推進に係る連携協定締結につきまして御説明いたします。協定の目的は、相互支援と協働により市民が安心して子育てでき、全ての子供が健全に成長できる環境づくりを推進するということを目的としております。協定の内容につきましては、資料の3番、1点目が(1)子育てに役立つ商品の提供でございます。提供の仕方としましては、毎月保健センターで行っております市の4か月健康診査の場を使いまして市が案内チラシを配布いたします。試供品の提供を希望される方にはお申込みいただきまして申込者のお宅へパルシステムさんが試供品を宅配する流れとなります。(2)子育て世帯の情報提供に関することとしまして、例えば市が主催する子育ての教室ですとか、イベントの案内、それから、実際に協力いただいたり、また、パルシステムが開催するイベントですとか、居場所への参加へのお誘いなどをしていただき、孤立した育児の環境の解消を図っていきます。3点目として、その他ということで宅配先の子育て世帯の見守りなどにも協力をいただく予定です。試供品の名称は、おめでとうばこと言いまして7品目が入っております。協定締結式は4月5日に開催する予定でおります。資料の方の⑦の2のほうに試供品の写真がございますので、御覧いただければと思います。ベビーソープですとか、お尻拭き、無添加や国産素材の食品とお子さんの時期に離乳食のガイドブックなども合わせた内容となっております。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして御質問等ございますか。

○吉田(千)委員 すばらしい協定締結だなというふうに拝見させていただきました。4か月児の健康診査で案内チラシ配布、毎月2回ということなのですが、年齢対象が4か月児までということの毎月2回、何歳までとか何かあるのですか。

○佐藤こども包括支援課長 4か月健診にいらっしゃるお子さんは生後3か月から4か月のお子さんが全ていらしていただく、受診率がほぼ100パーセントに近い検診になっておりますので、スタートが4月の4か月健診からスタートで、毎月順次案内していく予定になります。

○吉田(千)委員 ということは、その1年間それをやってくれるといいですか、毎月2回ということですか。

○佐藤こども包括支援課長 終わりの時期というのは決めておらず、4月からのスタートで、できればずっと。1人1回。検診につきましては、4か月健診が1回だけ受けにいらしていただきますので、そのタイミングでのお渡しになります。

○吉田(千)委員 お1人につき1回ということですね。毎月2回というのがあったので、ずっとあるのかなと勘違いしました。大変失礼しました。

○勝田委員 良い事業だなと思ひまして、この3番目の宅配先子育て世代の見守り、その他というのは、これを機に御契約をしていただいたところにパルのほうで配達に行った時に、配達された人がその家庭の様子を見守りますよということなのですか。

○佐藤こども包括支援課長 勝田委員おっしゃるとおり毎週1回の配達になるようなのですが、その時に何か心配なことがありましたら、御連絡いただく。あとは、試供品を一番最初にお持ちいただいた時などにも、何かお気づきの点があれば、情報提供いただくというような内容になります。

○勝田委員 パルの方が得た情報を市のほうに提供しますよということについての提携、協力ということですね。

○佐藤こども包括支援課長 そのとおりでございます。

○矢口委員長 ほかにはございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 この件はここまでといたします。ここまでで、執行部からほかにございますでしょうか。

○寺崎スポーツ振興課長 私からはJ:COMスタジアム土浦のスコアボード改修工事のリニューアル式典及びこけら落としについて、お知らせさせていただきたいと思ひます。今年度進めてまいりましたJ:COMスタジアム土浦のスコアボード改修工事につきましては、間もなく竣工を迎えます。既に議員の皆様には取り急ぎの御案内をさせていただきましたが、リニューアル式典及びこけら落としを取り行うことといたしましたので、改めて報告させていただきます。開催日につきましては、3月23日、土曜日の朝早いのですが、午前8時15分からでございます。記念式典については、式典の様子をスコアボードに放映しながら進める予定です。議員の皆様には御多忙のところを御臨席賜りますようお願い申し上げます。恐れ入りますが、出欠の御回答が本日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。式典後のパブリックビューイングにつきましては、第96回選抜高校野球の常総学院高等学校の初戦、相手が日本航空石川なのですが、そちらをスコアボードの液晶画面にリアルタイムで放映し、御来場の皆様にゲームを楽しみいただきながら力強い応援をいただきたいと思ひます。試合がある限り雨天決行でございますが、試合が雨天順延になった場合は、試合日に合わせて式典、こけら落としを行う予定であります。なお、常総学院が勝ち進めば、毎回パブリックビューイングだけは開催したいと考えてます。決勝戦までパブリックビューイングが持続できることを固く信じまして説明を終わりたいと思ひます。

○矢口委員長 寺崎課長、確認なのですが、雨天順延になった時の開始時間は変わらないということでしょうか。

○寺崎スポーツ振興課長 この開始時間なのですが、試合の時間に合わせてその前に式典を行いますので、それについては決まり次第、速やかにメール等でお知らせさせていただきます。

○矢口委員長 変更になった時には、御連絡いただけるということで。

○寺崎スポーツ振興課長 よろしく申し上げます。

○矢口委員長 分かりました。皆さんで盛り上がっていきたいと思います。ほかにはございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 委員の皆さんから執行部へ何かございますか。

○吉田(千)委員 一つちょっと要望としてお願いをしておきたいということがございまして、実はスポーツ振興課の寺崎課長には昨日大変お世話になりました。佐野子の一誠商事のグラウンドの件なのですが、少年野球、あるいは還暦野球をやっている方からの御要望でございまして、昨日、水が大きくたまってしまって、その現場確認を早速動いていただいて、その対応を考えてくださるというお話を伺ったところでございます。ただ、予算の措置が必要になるような状況もあるのかと思いますが、応急処置、あるいは抜本的改善の方向で御検討していただければなというふうに思うところでございますので、寺崎課長どうぞよろしくお願ひしたいと存じます。

○寺崎スポーツ振興課長 ただ今要望をいただきましたが、一誠商事市民運動広場は竣工平成2年なのですが、30年以上を経過して設備の老朽化がかなり著しく、特に排水に関しては、今週前半のような大雨が長引くと、グラウンドの真ん中ではないですが、脇の部分に大きな水溜まりができて、なかなか水が2、3日以上はけけないような状態があるということで、私も現場を見させていただきました。過去には平成27年度に側溝の清掃を行って、それは根本的な解決はないのですが、改善が見られたということは聞いております。やはり、無料開放施設ではあるのですが、市民サービスの観点とかネーミングライツのスポンサーを受けている施設としてイメージもとても大切と考えます。今後は根本的な修繕となると、今おっしゃられたように膨大な財源も必要となりますので、定期的な清掃も含めた効果的な方法を今後検討してまいりたいと思います。

○吉田(千)委員 市民の皆様がとても楽しみにして、運動して、健康増進、あるいは健康維持に努めているところでございますので、今、本当にとっても前向きなお言葉いただいたことに感謝をしながら、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

(執行部退席)

○矢口委員長 つぎに、各種委員会委員の選出についてになります。はじめに、土浦市立学校給食センター運営審議会委員となります。委員の任期は令和6年6月1日から令和8年5月31日まで、前回の委員は福田委員で、今回は1名の選出となります。いかがいたしますか。

○吉田(千)委員 できたらお願いします。

○矢口委員長 吉田委員が希望されていますが、福田委員いかがですか。

○福田委員 良いですよ。

○矢口委員長 それでは、土浦市立学校給食センター運営審議会委員には、吉田委員をお願いいたします。吉田委員よろしくお願いします。つぎに、土浦市学区審議会委員になります。委員の任期は令和6年6月1日から令和8年5月31日まで、前回の委員は福田委員と田中委員、今回は2名の選出となりますが、いかがいたしますか。

○福田委員 もしよろしければ、続けたいです。

○矢口委員長 それでは、もうお一方は。

○平岡委員 では、すみません、平岡でお願いします。

○矢口委員長 田中委員よろしいですか。

○田中委員 大丈夫ですよ。

○矢口委員長 それでは、平岡委員をお願いしたいと思います。それでは、土浦市学区審議会委員には、福田委員と平岡委員をお願いいたします。以上で文教厚生委員会を閉会いたします。